

# 令和元年度地域課題等対応一覧表

令和2年3月31日作成

番号	受付日時	地区	意見内容	回答内容	回答方法	担当課	対応状況
1	8月9日	荒尾	独居老人宅訪問(海陽中ボランティア活動)について、生徒が怪我をした場合などの保険等はどのようになっているか	条件が合うならば、くらしいきいき課が担当する「市民活動補償制度」の対象となる。	その場で回答	くらしいきいき課	完結
2			荒尾干潟での探鳥会を開催したい場合、誰に相談すればよいか。	荒尾干潟・水鳥湿地センターの館長に相談してよい。	その場で回答	環境保全課	完結
3			リサイクルについて、他地区から出しにくる人がいるため、決められた場所に出すようルール化してほしい。	市民に配布しているリサイクルカレンダーやルール読本にて周知をしている。また、一部地区では、自治会主導で、リサイクルを出す時間を指定している地区もある。	9月度荒尾地区運営委員会内で口頭及び書面にて回答	環境保全課	完結
4			「しあわせ探しトーク」の回答方法について、昨年開催の際には他地区住民の意見に多くの時間が費やされてしまった。地元の意見が取り上げられるような仕組みを考えてほしい。	市民の方からの質問に対して、後日回答すると伝えたものは、地区協議会宛てに回答を行っている(当該地区は後日対応案件はなし)。また、他地区からの質問に関しては、他の地区からも同様の意見があがっているため、開催方法を検討する。		秘書広報課	完結
5	8月27日	八幡	ウォーキングイベント等を開催するときに警察への届出や手数料の支払いが必要か。	市のウォーキングイベントでは、警察に文書でお知らせしているが、手数料の支払いはない。また、公共の道路を使用する場合には、事前に荒尾警察署にイベント詳細がわかる資料を持って相談に来て欲しい。	9月度八幡地区委員会内で口頭及び書面にて回答	担当課なし	完結
6	9月4日	万田中央	市役所退職者の地域活動参加がない。また、現役職員の参加も少ない。	地区担当職員を経験して、地区協議会等の役員会議に参加し、地区の活動に参加することで地域貢献への意欲の醸成に努めたい。	その場で回答	くらしいきいき課	完結
7	9月7日	平井	災害発生時の代表番号が一つだけなので、電話が集中すると繋がらないのではないかと。回線を増やすことはできないか。	代表電話については、回線を増やすことは難しいのが現状である。災害発生時の市民の方々からの問い合わせについては、それぞれの担当部署への直通電話により一つの回線への集中を避けている状況である。災害発生直後は、各回線への電話が集中することについてはご理解いただきたい。	10月26日平井地区区長会にて書面で回答	くらしいきいき課	完結 (荒尾市総合防災訓練において情報伝達訓練を実施)
8			災害発生時に地区と市の連携がとれるのか。	災害時の各地区との連携については、各地区の自主防災組織の醸成を図っているところである。今後、市と自主防災組織の情報伝達訓練の実施を検討しており、自主防災組織内の情報伝達システムと連携することにより、災害発生時における情報伝達体制の構築が進むと考えている。			
9	9月11日	府本	地区別ワークショップの周知方法について、広報だけでは不十分であり、幅広く周知する方法の検討が必要ではないか。	広報掲載に加え、地区回覧、HP掲載、行政協力会、民生委員児童委員協議会、荒尾市PTA連合会等に周知している。	政策企画課から地区協議会会長に対して電話回答	政策企画課	完結
10			ワークショップの際に出てきた課題等が、元気づくり委員会設立時に行ったワークショップでのものと類似している。前回の内容を確認した上で実施しないと同じことを繰り返すだけではないか。	意見の通り、地域課題解決に向けた取り組みについて検証が必要であると考えている。			完結
11			ワークショップの開催について、地区協議会の名前が説明なく使われていた。	地区協議会と共催とすることについては、会長会に対して説明済みである。			完結
12			コンサルの進行が高齢者には合っていない。発言したくても時間がなかった。	意見としてコンサルに伝達する。			完結

13	8月20日	中央	北五反田公園について、以前は数校が遠足で利用していたが現在の利用校は中央小のみとなっている。理由としてはトイレが一つしかないからとのことであるため、トイレを増設してほしい。	中央・八幡・桜山の3校に遠足で利用していただいている。トイレについては日常的な利用を想定して設置しているため、改築費用や維持管理費を考慮すると増設することは難しいと考える。	10月1日理事会にて回答	都市計画課	完結
14			清田カメラ南側(是枝電気横)の調整池に草木が繁茂している。ボランティアで清掃しているが、蜂の巣等もあり危険である。市の方でも定期的に対応してほしい。	調整池の草木の伐採については道路側にはみ出し通行に支障をきたしている場合又は調整池の機能が低下する恐れがある場合に行なっている。地域で伐採を行った際の草木の回収については土木課で行うためご連絡いただければ対応する。		土木課	完結
15	9月18日	緑ヶ丘	モトクロスの選手として国際的に活躍されている畑尾選手について市をあげて選手のPR及び12月に開催されるモトクロス体験に多くの市民を呼び込むため、広報にて周知を行ってほしい。	広報あらおには掲載予定の人材ストックが複数名分あり、畑尾選手には掲載歴が2度あることから優先順位を引き上げることは難しい。代案としてホームページへの掲載やFMたんとの周知が考えられる。また、併せて秘書広報課から有明新報及び熊本日日新聞への報道発表を行う予定。	10月度緑ヶ丘地区役員理事会にて口頭と書面にて回答	秘書広報課	完結 (12月22日モトクロス体験会実施をもって)
16			緑ヶ丘小学校の校舎外壁が大変汚い。グリーンランド観覧車からも見える位置にあり、観光客から「お化け屋敷」と評されるほどである。早急に改修してほしい。また、屋上に観光客向けのPRイラスト等を施してはどうか	学校施設については、それぞれ老朽化が進んでおり、何らかの改修を必要とする状況である。築年数や劣化の程度に応じて、整備を予定している。緑ヶ丘小学校についても、順次改修を進める中で対応したい。観光客向けのPRについては、学校教育施設としての機能面を重視した改修、運用を優先的に考えているところであるので、現状では、今後の検討課題として捉える。	10月度緑ヶ丘地区役員理事会にて口頭と書面にて回答	教育振興課 産業振興課 財政課	継続 (全ての学校を対象とした個別施設計画に基づき順次改修を実施予定)
17			ワークショップとこれまでの行政との談話について、これまでの住民懇談会等の度に、地区からの要望等を挙げてきたが、市民の立場としてはリターンを感じられていない。行政、地域、行政と地域の協働で行うことの役割分担を決めて取り組んでいかなければならない。第3回のワークショップでは、市で事前に回答を用意して参加してほしい。	地区からの要望等については、改善のための事業実施や、担当部署からの新規事業説明や回答を行っているが、結果として本質問があがっていることは、市民への周知について改善の余地があると認識した。地区担当職員制度の導入により、今後、さらなる地域と行政の連携強化や担当部署との連携・調整の役割を果たしていく。第3回目のワークショップについては、第2回目までにまとめた地域の課題や計画等に関し、市の既存事業や新設可能な事業を提案していく内容となっている。市としても十分準備をしてワークショップに臨みたい。	回答課、時期、方法等については検討中	秘書広報課	完結
18	10月2日	平井	砂防ダムの水が溜まっているので心配である。また、野中の竹林の竹が倒れて道路をふさいだため通行止めにしたが、区長(行政協力員)の立場で通行止めにしていいのか。	砂防ダムについては、水が溜まることについては設計上解決できないとのこと。後者については、通行止めにして荒尾市土木課に連絡してほしい。	前者については調査後、区長会にて回答 後者についてはその場で回答	—	完結
19			海外からの研修生のリサイクルの出し方が悪い	事業所に対応を行う旨の確認がとれたため、回答の必要なし		—	—

20	10月11日	荒尾	子ども会の加入案内を行うため、行政協力員宛ての住民異動連絡を早く行うことはできないか。以前は、学校からの情報提供があった。そもそも、居住地以外の子ども会に入ることは可能なのか。	住民異動連絡表については広報に併せて配布している。情報処理の観点から今より早めることは難しい。なお、転入者には、行政協力員連絡表を渡し、行政協力員に提出するようお願いしており、そこで情報共有を行っている。学校からの情報提供については、当該情報が保護すべき個人情報に当たることから、学校から行政協力員に対し情報提供を行うことは難しい。また、子ども会については、子ども会が自治会内の組織であることから原則として居住地域内で加入することが望ましいと考える。しかし、特別な理由がある場合は、関係地区・関係者で協議して取扱いを決定していただきたい。	11月度荒尾地区運営委員会外で口頭及び書面にて回答	総務課 市民課 教育振興課 生涯学習課	継続 (関連質問があり、次回定例会で回答)
21			市役所西側職員駐車場について、生垣が伸びており、住民が散歩する際に邪魔になっている。車の通りもあり危険性もあるため、除草作業の際に対応してほしい。	11月1日に除草作業を行った。	11月度荒尾地区運営委員会内で口頭及び書面にて回答	財政課	完結
22	9月12日	荒尾	民生委員・福祉委員の欠員について、民間卒はなり手がいないため、市役所OBに地域貢献するようなはたらきかけをお願いしたい。	福祉課としては、把握できる限りにおいて退職した職員に対し、民生委員としての地域貢献を個別相談しているところである。市職員に限らず、適任者がいればこちらから訪問するため情報提供をお願いしたい。	質問者(区長)に口頭及び書面で回答並びに地区協議会会長に書面で回答	福祉課	完結
23			民生委員・福祉委員の欠員について、60歳で退職した市役所OBを嘱託員として雇用し、民生委員の欠員地域の担当をしてもらうことはできないか(人件費は国からの助成金を活用してはどうか)。	民生委員活動に係る手当の支給はあるところだが、民生委員法の中に無報酬である規定もあることから、雇用という体形は馴染まないと思われる。		福祉課	完結
24			災害発生時に、迅速に避難所を開設するため区長に鍵を預けてはどうか。また避難所開設決定からどのぐらいで到着するか、何名の職員を配置するか。	検討してきた事項ではあるが、鍵の管理や事故発生時の責任や、発災直後の対応義務が生じることなど、区長の負担が重くなることを懸念し、市職員をもって対応を行っていたところである。今後、教育委員会や学校、他地区区長からの意見をまとめて検討したい。また、職員配置までの所要時間については災害発生状況によって異なるが目安としては30分～1時間を見込んでいる。配置職員数については各避難所につき2名を配置している。なお、突発的な災害を除き、予防的避難場所として市役所、市民病院を準備している。		くらしいきいき課	継続 (セキュリティ面や区長の負担等も考慮する必要があることから時間を要する見込み)
25			災害発生時の備蓄品として、市で管理している食料、水、毛布等はどの程度備蓄しているか。配布にはどの程度の時間を要するか。	現在の備蓄品の数量については、荒尾市総合防災計画に記載している内容を添付。今後、必要な備蓄品の数量を随時増やしていく予定である。また、水は企業局との協定により提供いただくようになっている。配布に要する時間については、災害の被害状況により異なるが、半日や一日での配布は困難であると考えている。そのため、家庭での備えとして3日分の生活必需品の備蓄を推奨している。		くらしいきいき課	継続 (防災計画に基づき随時備蓄品拡充を実施中)
26			避難者が多い場合には、月田公園にテントを張ることとしているが、トイレがないことが問題である。マンホールトイレの設置を市に提案したが途中に私有地があるため難しいと却下された。私有地の持ち主には現状復帰することを条件に許可を得ている。	マンホールトイレの設置等については各地区それぞれで対応をお願いしている。市の指定避難場所においても、緊急時にトイレが確保出来ていないところについては、携帯トイレの配布や仮設トイレの設置等を検討しているところである。防災対策については、防災情報伝達システムの整備や地区防災計画の策定、災害対応備蓄品の拡充などを計画的にすすめているところである。		くらしいきいき課	継続 (市としては、災害発生時に携帯トイレの配布や仮設トイレの設置を行うための体制づくりを実施中)
27			現在空き家となっている民家の大木が伸び、枝が道路にかかり、トラックの屋根に当たるような状況である。道路に出ている枝だけでも伐採できないか。	空き家に関することとして、建築住宅課で対応している。現在、所有者の確認を行っており、確認が取れ次第、通知等により助言・指導を行う。		建築住宅課	継続 (空家管理者との連絡調整中)
28			リサイクルごみは各自の自治会のステーションに出すルールづくりをお願いしたいが、荒尾市のリサイクル取扱条例を教えてください。	「荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例」の概要資料を回答書に添付		環境保全課	完結

29			不法投棄が多いステーションについては、抑止の観点から監視カメラを設置してはどうか。	監視カメラの設置については、プライバシー保護の観点から、積極的に実施することが難しい。ダミーの監視カメラを各区宛に配布している。行政協力員からの申請があればお渡しできる。		環境保全課	完結
30			リサイクルの不法投棄について、当日午後から不法投棄物を回収してもらおうと助かる。また市職員もリサイクル業務に従事し、現状を理解してもらいたい。	回収当日の午後から、各ステーションを巡回している。小物についてはその際に回収し、大きい違反物については、引き取りの可能性もあることから3週間を目処に回収している。地域のイベント等の邪魔になるようであれば、ご連絡をお願いしたい。また、リサイクル推進員制度を行っているが、自業務を優先させているため、毎回リサイクル業務に従事できない職員もいるのが現状である。		環境保全課	完結
31	11月12日	荒尾	子ども会の加入に関し、学校から当該児童に対し、子ども会の情報提供を行うことはできないのか。	子ども会が任意の団体であることから、公平性の観点から見て、学校から子ども会の情報提供を行うことは難しい。子ども会の機能・役割を理解した上で、市広報等を活用し、情報発信を行い、加入促進を支援していく。	12月度荒尾地区運営委員会外で口頭及び書面で回答	教育振興課 生涯学習課	完結
32	11月15日	八幡	菰屋にある水防倉庫の鍵を地区の消防団が持っていたが、今は持っておらず、災害時に迅速な対応ができるよう地元消防団でも所持したい。また、どういった場合に水防倉庫を開けているのか知りたい。	現在、水防倉庫の中は空の状態である。現状としては機能を有していないため、土木課としては撤廃を検討している。しかし、地域からの要望があれば、譲渡も検討できる。併せて、市役所内水防倉庫の備蓄品についても無償で譲渡できるものである。なお、菰屋水防倉庫で保管していただくことも可能である。なお、消防団で鍵を所持していたとのことだが、本市で鍵を回収した経緯はない。	12月度八幡地区委員会内で口頭及び書面で回答	土木課 くらしいきいき課	完結
33			荒尾大谷区に調整池が3箇所あり、雑草(セイタカアワダチソウ)の繁茂について土木課に連絡をした際、調整池の管理については、地域で行ってもらおうよう回答された。調整池には、鍵付きの柵があり、どのように管理すればよいのか。また、そもそも調整池の管理を地域であることを認識しておらず、市がするべきものではないのか。	調整池の管理については、排水機能を果たすように、市で優先順位をつけながら、梅雨時期前に除草、浚渫(しゅんせつ)作業等の対応を行った。		土木課	完結
34			野球場の下(バックネット裏)のポールが立てられている所(以前ツツジ?が植えられていた所)を歩道として通行するよう子ども達に指導しているが、雑草が繁茂しており、運動公園管理事務所に連絡した所「そこは歩道ではない」との回答を受けた。歩道でないなら何のために立てているのか。管理はどこがしているのか。	当該土地については、いわゆる道路構造令や道路交通法等の法令上の歩道ではない。現在は未使用の土地(空き地)として、荒尾市 政策企画課(荒尾総合文化センター担当課)が管理を行っており、文化センター指定管理者が定期的な除草作業を行っている。以前は、道路向かい側と同様、当該土地にツツジの植栽を行っていたが、道路がカーブとなっており、植栽により見通しが悪くなっていたため、平成28年ポールについては、主に当該土地への駐車等を防止するために設置を行っているが、市としては歩行者の方が通行することについては差し支えはないと考えている。また土地を法令上の歩道として整備することについては、既存道路の形状や、実施するための財源とも関連するため検討に時間を要する状況である。今後の対応としては、夏季等には除草作業の頻度を増やすなど、維持管理の強化に努めていく。(なお、法面部分については、運動公園の範囲として除草等については、生涯学習課(運動公園担当課)が管理。)		政策企画課	完結

35	11月12日	中央	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅12～14棟付近のステーションは、中央区住民が利用するステーションであると認識しているが、新生区住民が持ち込みをしている。新生区住民は、新生区のステーションを利用するよう徹底して欲しい。</li> <li>・シャトレーゼ裏のステーションに冷蔵庫が持ち込まれており、現在もそのままになっている。例年、年末には、違反物も搬出されているようだが、年末までこのままの状態となるのか。</li> <li>・来夢うどんから中央小への道路の変則5差路のステーションが無法地帯となっている。ここは、東屋形4丁目・中央北・荒尾大谷の3地区の境界となっているが、どこの住民のステーションなのか。また、どこの地区が管理責任を負うのか。</li> <li>・一紡区のリサイクルステーションは、回収に来るのが遅い。10時頃まで待っている。※他の出席者から「現在は、回収まで待たなくて良い。」との発言あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅12～14棟南側のステーションは、平成28年2月に設置されている。地区によっては、「他の地区の方は、持ち込み禁止」などの警告板をステーションに掲示している場合もある。ステーションの管理については、基本は、地区の方でお願いしているが、対応が難しい場合などは、対策等を協議するため、環境保全課へ連絡をお願いしたい。また、新生区の方にも、お住まいの地区のステーションに排出していただくように周知を行う。</li> </ul> <p>※回答内容が詳細なため一部記載</p>	2月度中央地区理事会内で口頭及び書面で回答	環境保全課	完結
36			<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政協力員制度について、市からの説明が遅すぎる。年明けには、次年度の体制について動き出す必要があり、地域側の検討期間が短すぎる。</li> <li>・行政協力会役員会で説明された回覧物の地区協議会へ委託は、現状の地区協議会の体制からは、受託は困難である。</li> <li>・募金関係、世帯名簿関係はどうなるのか</li> <li>・中央地区は、区長と行政協力員が異なる区もあり、調整が必要であるため早目の決定・説明が欲しい</li> </ul>	<p>本件については検討しなければならない課題も多く、説明が遅くなってしまった。</p> <p>※これまでの主な経過について説明。</p> <p>最後に「中央地区は、区長と行政協力員が異なる区もあり、調整が必要であるため早めの決定・説明が欲しい。」との要望については、前述の回答と重複するが、1月には行政協力員と兼務していない自治会長の皆様への説明会を実施した。また、2月からは各自治会長の皆様の意向を伺った上で、令和2年度の契約相手方の調整を行いたいと考えているので、今後とも御理解と御協力をお願いしたい。</p>		総務課	完結